

第5章 整備基本計画

第1節 地区区分と地区別整備計画

(1) 計画対象範囲の区分と整備計画

郡山城跡の国指定史跡を前提として平成31(2019)年に改定された公園基本計画では、史跡指定地を含む都市計画公園の範囲を3つのゾーンに区分して、整備の方向性が示された(P76参照)。この公園基本計画を前提とした整備事業は、まちづくり事業課が主体となって進めており、県立郡山高等学校城内学舎撤去後の令和3(2021)年に着手し、蓮堀を除く範囲の整備が令和6年度までに完了した。

次年度から実施する各種調査や整備は、第3章で整理した現状と課題の解決に向けた内容が中心となる。そのため、公園基本計画との整合を図りつつ、現況の特性に応じた新たな地区区分をおこない、整備計画を定めるものとする。

計画対象範囲の内、史跡指定地は保存と活用を目的とした整備を進めていく『魅力向上エリア』、都市公園としての整備が完了している『公園エリア』、当面は現状維持を基本していく『保水池エリア』、車や自転車などが行き交う『市道エリア』の4つに区分する。史跡指定地外は二ノ丸南端エリアと桜門エリアと呼称する。

計 画 対 象 範 囲

■史跡指定地	
魅力向上エリア	本史跡の本質的価値を構成する要素である石垣と堀が多数遺存する範囲とする。保存と活用を目的とした整備をバランス良く、計画的に進める。
公園エリア	令和6年度までに公園整備が完了した範囲とする。活用を目的とした整備はおおむね完了していることから、主に保存を目的とした整備を計画的に進める。
保水池エリア	鰻堀と鷺堀の2つの特定保水池の範囲とする。それぞれ平成10年度(1998)と平成12年度に整備が完了して25年以上が経過する。必要に応じて既存施設の更新や樹木整備により、保水池及び都市公園としての機能や史跡地にふさわしい景観の維持・向上に努める。
市道エリア	市民の生活道路として機能していることから、必要に応じて路面や道路附属施設を更新して現状を維持する。
■史跡指定地外	
二ノ丸端部エリア	鷺堀を画する石垣と土坡が連続して遺存する範囲とする。学校用地であることから、学校活動に配慮する中で保存を目的とした整備に限定する。
桜門エリア	本史跡の価値を理解する場所(視点場)として整備する。

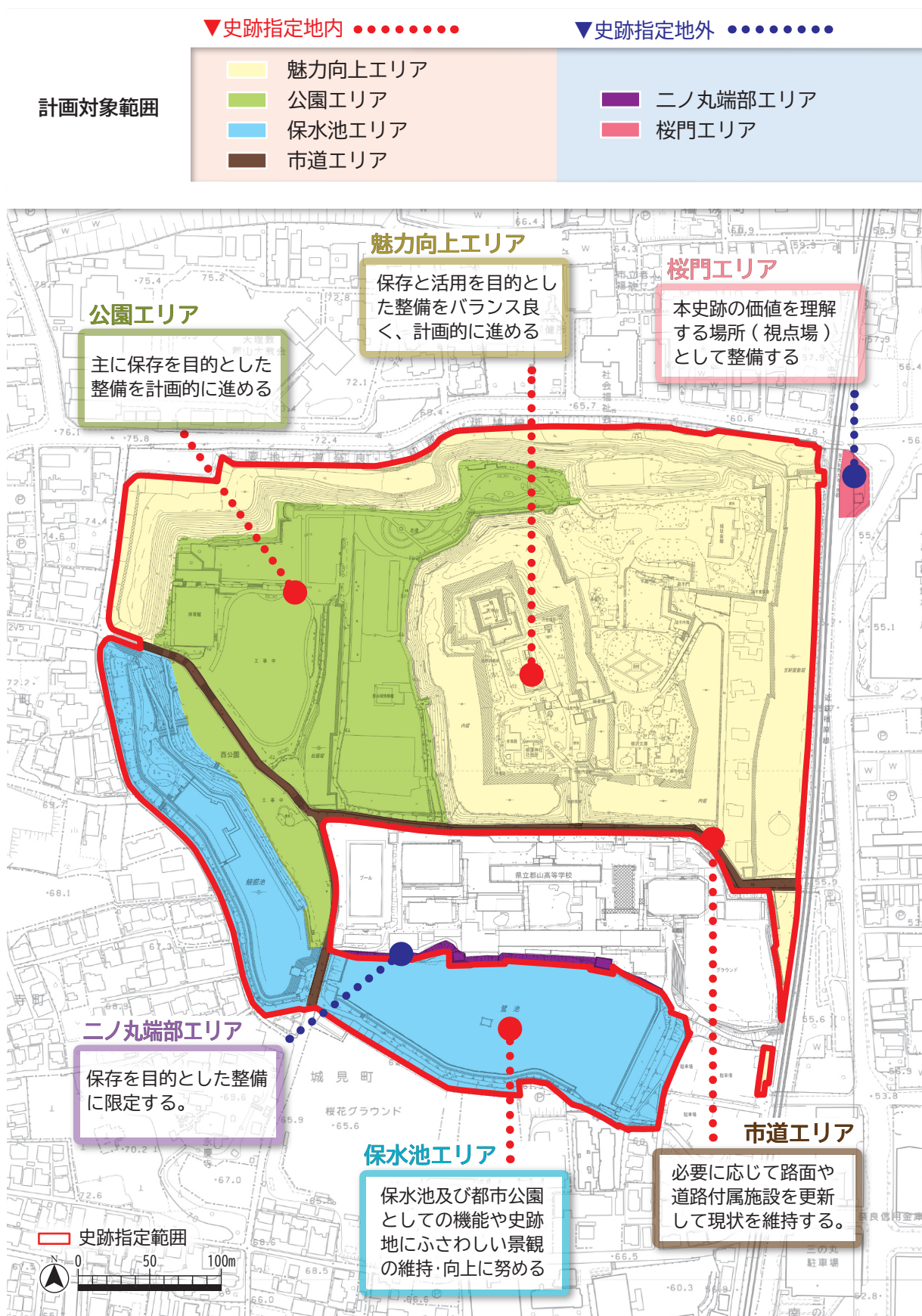


図 5-1 地区区分図

(S=1/4,000)